

神奈川県立高等学校の受検料(入学検定料)・入学料の減免制度について

◇減免制度について

神奈川県立高等学校では、受検料(入学検定料)、入学料について、全部又は一部を減免する制度があります。減免の対象となる方は次のいずれかに該当する方です。

- 1 生活保護を受給されている方 …………… 全額免除
- 2 児童福祉施設等に入所されている方 …………… 全額免除
- 3 経済的な理由により学費の負担が困難な方(収入審査が必要)
例) 保護者の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額を合算した額が、
非課税 …………… 全額免除
85,500 円未満 …………… 半額免除

※ その他の理由(失職等による家計急変等)でも減免となる場合がありますので、各県立高等学校へ事前相談をお願いします。

◇減免される額

区 分	受検料(入学検定料)	入 学 料
全日制の課程	2,200 円(全額免除)	5,650 円(全額免除)
	1,100 円(半額免除)	2,825 円(半額免除)
定時制の課程	950 円(全額免除)	2,100 円(全額免除)
	475 円(半額免除)	1,050 円(半額免除)

◇申請(手続)の流れ

別添「減免申請(手続)の流れ」をご覧ください。

◇申請書提出先

区 分	申 請 先
受検料(入学検定料) (同時に入学料の減免を申請する場合も含む)	県立高等学校事務室 (志願先以外でも可能)
入 学 料	入学する県立高等学校事務室

◇受付時間

月曜日から金曜日までの毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

(祝日、年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日を除く)

※なお、学校により受付時間が異なる場合があります。

◇事前相談及び申請書等の提出期限

○一括申請:受検料(入学検定料)と入学料の減免申請を一括で行う場合

下記①の事前相談の締切日までに県立高等学校事務室(志願先以外でも可能)に相談をして、申請書等の提出期限までに提出してください。

○個別申請

下記①②の事前相談の締切日までに県立高等学校事務室(受検料は志願先以外でも可能、入学料は入学する高等学校)に相談をして、申請書等の提出期限までに提出してください。

①受検料(入学検定料)の減免申請をする場合(入学料の減免申請を同時に行うことができます。)

区 分	事前相談の締切日	申請書等の提出期限
共通選抜(全日制・定時制)	1月15日(火)	入学願書提出時の前日まで
定通分割選抜(夜間の定時制)	2月15日(金)	

②入学料のみ減免申請をする場合

区 分	事前相談の締切日	申請書等の提出期限
共通選抜(全日制・定時制)	2月28日(木)	入学手続時の前日まで
定通分割選抜(夜間の定時制)	3月20日(水)	

※ 二次募集の場合の締切日等は、志願(入学)先の各高等学校にお問い合わせください。

◇申請に必要な書類(提出書類)

減免の区分	申請に必要な書類(提出書類)
1 生活保護受給世帯	① 授業料等免除(徴収猶予)申請書 ② 生活保護受給証明書
2 児童福祉施設入所者 又は里親に保護を受けている方	① 授業料等免除(徴収猶予)申請書 ② 在施設証明書又は児童相談所長が発行する委託通知の写し
3 経済的な理由により 学費の負担が困難な方 (1) 保護者の都道府県民税 所得割額と市町村民税所得割額の合算額が、非課税の方又は85,500円未満の方 保護者全員の書類が必要になります。 (2) 失職等による家計急変等の方	(1) ① 授業料等免除(徴収猶予)申請書 ② 実情調書 ③ 平成30年度の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が記載された書類の写し (次のいずれかの写し) ・市町村民税・県民税「特別徴収税額決定通知書」 ・市町村民税・県民税「税額決定・納税通知書」 ・市町村民税・県民税「課税(非課税)証明書」 (2) ① 授業料等免除(徴収猶予)申請書 ② 実情調書 ③ 給与証明書(申請月の前3か月)、離職証明書等

◇注意事項

半額免除者は、半額免除決定時に半額免除者用の納付書をお渡ししますので、半額を納付書にて金融機関で納付してください。

問合せ先

県立高等学校事務室又は、
神奈川県教育委員会教育局行政部
財務課財務指導グループ(電話045-210-8113)